9

⑳　防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

㈥　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により所有者等に勧告がされた同法に規定する特定空家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外することとした。（第三四九条の三の二関係）

(2)　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に係る一定の設備要件を加えた上、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域を改正水防法に規定する洪水浸水想定区域とすることとした。（附則第一五条関係）

(4)　特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、貸家住宅に係る減額割合を新築後二年度間は三分の二減額、その後三年度間は二分の一減額、その敷地に係る減額割合を新築後三年度間は一二分の一減額することとした上、その対象住宅の新築期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

㈦　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を課さないものとする等の特例措置を廃止することとした。（附則第五五条関係）

軽自動車税

平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成二八年度に次の特例措置を講ずることとした。（附則第三〇条関係）

㈠　電気軽自動車及び平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。

㈡　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(1)　基準エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(2)　基準エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一三五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

㈢　ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車（㈡の適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね一〇〇分の二五を軽減することとした。

(1)　基準エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(2)　基準エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

10

狩猟税

㈠　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成二七年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第三二条関係）

㈡　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二七年五月二九日から平成三一年三月三一日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第三二条関係）

㈢　狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二七年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずることとした。（附則第三二条の二関係）

㈣　狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成二七年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を二分の一とする特例措置を講ずることとした。（附則第三二条の二関係）

11

事業所税

児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七〇一条の三四関係）

12

その他

㈠　総則に定める徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1)　納付方法の見直し

地方団体の長は、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとすることとした。（第一五条関係）

(2)　申請手続等の整備

徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付（災害等による徴収の猶予の場合で提出が困難であると当該地方団体の長が認めるときを除く。）し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行うこととした。（第一五条の二関係）

(3)　取消事由の追加

徴収の猶予の取消事由について、次の事由を追加することとした。（第一五条の三関係）

イ　分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）